

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【公開番号】特開2019-83029(P2019-83029A)

【公開日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2019-020

【出願番号】特願2018-242474(P2018-242474)

【国際特許分類】

G 06 T 19/00 (2011.01)

【F I】

G 06 T 19/00 300 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月22日(2021.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘッドマウントデバイスを備えたシステムにおける情報処理方法であって、

仮想空間を定義する仮想空間データを生成するステップと、

前記ヘッドマウントデバイスの動きおよび前記仮想空間データに基づいて、前記ヘッドマウントデバイスに表示される視野画像を示す視野画像データを生成するステップと、

前記ヘッドマウントデバイスを装着したユーザの行動を特定するステップと、

特定された前記行動が予め定められた第一条件を満たした場合には、前記ヘッドマウントデバイスの向きに応じた前記仮想空間における第一領域の評価値を更新するステップと

、
前記評価値に基づいて、前記第一領域に関する映像を生成するステップと、
を含む、情報処理方法。

【請求項2】

前記行動が第二条件を満たした場合には、前記評価値をさらに更新するステップを、さらに含む、請求項1に記載の情報処理方法。

【請求項3】

前記第二条件は、前記仮想空間内において複数のユーザ間で会話およびジェスチャの少なくとも一方がなされたことを含む、請求項2に記載の情報処理方法。

【請求項4】

前記会話は、前記第一領域を指す言語的表現を含む、請求項3に記載の情報処理方法。

【請求項5】

前記会話は、前記第一条件を満たした時刻を指す時制的表現を含む、請求項3または4に記載の情報処理方法。

【請求項6】

前記第二条件は、前記ユーザが前記仮想空間において前記第一領域を写真撮影することを含む、請求項2から5のいずれか一項に記載の情報処理方法。

【請求項7】

前記第二条件は、前記ユーザが前記仮想空間において前記第一領域を撮影した写真をソーシャルネットワーキングサイトへ投稿する行動を含む、請求項6に記載の情報処理方法。

【請求項 8】

前記評価値が第三条件を満たした場合には、前記第一条件を満たした時刻における前記第一領域を注目領域として指定するステップと、

前記時刻を含む第一時間幅に亘って、前記注目領域に関する映像を生成するステップと、
をさらに含む、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の情報処理方法。

【請求項 9】

前記映像は、前記注目領域の前記仮想空間における位置と、前記ヘッドマウントデバイスの動きに基づいて前記視野画像を定義するために前記仮想空間に配置された仮想カメラとに基づいて生成される、請求項 8 に記載の情報処理方法。

【請求項 10】

ヘッドマウントデバイスを備えたシステムにおける情報処理方法であって、
仮想空間を定義する仮想空間データを生成するステップと、
前記ヘッドマウントデバイスの動きおよび前記仮想空間データに基づいて、前記ヘッドマウントデバイスに表示される視野画像を示す視野画像データを生成するステップと、
前記ヘッドマウントデバイスを装着したユーザの感情を特定するステップと、
特定された前記感情が予め定められた第二条件を満たした場合には、前記ヘッドマウントデバイスの向きに応じた前記仮想空間における第一領域の評価値を更新するステップと、
前記評価値に基づいて、前記第一領域に関する映像を生成するステップと、
を含む、情報処理方法。

【請求項 11】

請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の情報処理方法をコンピュータに実行させるための情報処理プログラム。

【請求項 12】

ヘッドマウントデバイスと、前記ヘッドマウントデバイスと通信可能に接続されて、請求項 1 から 10 のうちいずれか一項に記載の情報処理方法を実行する情報処理装置と、を備えた、情報処理システム。

【請求項 13】

プロセッサと、
コンピュータ可読命令を記憶するメモリと、を備えた情報処理装置であって、
前記コンピュータ可読命令が前記プロセッサにより実行されると、前記情報処理装置は請求項 1 から 10 のうちいずれか一項に記載の情報処理方法を実行する、情報処理装置。